

## 第4章 追加指定地の整備基本計画

### 第1節 追加指定地の史跡における位置づけ

史跡米子城跡追加指定地の整備は、対象となる「三の丸」を整備・活用の中核としながら、史跡全体の整備・活用を推進するものとする。整備の理念と基本方針を検討するにあたり、これまで検討してきた史跡米子城跡の追加指定地の価値や地域の象徴としての役割等を踏まえ、位置づけを整理する。

#### 1 米子城の構造を理解する上で重要な郭

三の丸は、城と城下町（武家地、町人地）を区分する内堀の内側にあつて、米子城跡の構造及び全体像を理解する上で重要な郭である。追加指定地は、三の丸の中心部に位置する。絵図によるとここには、家老関連の屋敷をはじめ、米蔵、馬屋、番士詰所、作事方詰所、作事小屋、内堀などが配されており、二の丸と共に米子城の行政機能をつかさどる中心部であった。

ここでは、内堀も含め三の丸、二の丸、本丸といった城の中核部の全体像を実感することができ、天守から見渡す眺望と、三の丸から本丸までの城内を一連のものとして理解できるロケーションは米子城を正しく理解するうえで貴重である。

#### 2 地下に良好な状態で江戸時代の遺構が保存されている地区

近世城郭の三の丸については、廃城後、その所在地の政治・経済の中心地として官公庁や学校、病院等の施設が設置されるなど市街化され、そのまま現在まで続いているケースが多く見られる。米子城跡の場合も、三の丸の大部分が商業施設や病院等の施設に利用されているが、追加指定地については、明治期には鳥取監獄米子分監が置かれていたものの、その後は運動広場や野球場として利用され、三の丸の中心部にありながら、大きな建物等が建設されることなく空間が保たれてきたものである。令和2～3年度に行われた遺構内容確認のための発掘調査においても、地下に良好な状態で当該期の遺構を確認することができた。

このように、米子城跡の価値を構成する要素となる三の丸の中心部が残存しており、米子城跡を総合的に理解するうえで重要な場所である。

#### 3 中心市街地における市民の憩いの場

追加指定地は三の丸の中心部に位置し、米子城の全体構造、歴史的経緯などを総合的に理解するために重要な地域であり、本来的な価値を持つ。同時に、この場所は湊山球場として幾多の名勝負が繰り広げられ、多くの市民に親しまれた場所であり、廃城後の履歴としても球場であったことは付加的な価値を示すものである。また、米子城跡は都市公園「湊山公園」の区域の一部に含まれており、中心市街地での貴重な市民の憩いの空間として重要である。

## 第2節 整備の理念、基本方針

『史跡米子城跡保存活用計画』では、米子城跡の望ましい将来像「大綱」と、保存管理・活用・整備・運営体制の基本方針を以下のように設定している。

米子城跡の望ましい将来像「大綱」	
	①米子城跡の実態解明を進め、その保存と活用を図り、価値ある歴史的遺産を確実に将来に継承する。
	②往時の姿が失われている部分については、十分な調査研究により史実を把握し、それに基づいた復元等により史跡の価値を顕在化し、米子城跡の歴史的景観の向上を図る。
	③中心市街地に位置し、都市公園でもある米子城跡を、訪れる方々が快適に見学し、また憩うことのできる場としての活用を図るとともに、米子城跡の持つ魅力的な歴史的景観や文化財的価値を身近に享受できる整備を図る。
	④米子市のランドマークであり、米子城跡を中心としたまちづくりの核として、保存、活用、整備を図る。
	⑤米子城跡の多様な価値を高める整備を行い、さらに地域の誇りを高め、まちづくりに寄与する。
	⑥史跡整備事業により米子城跡の価値を顕在化させることで、価値を視覚的に伝え、観光拠点としての内容充実、イメージ向上につなげ、中心市街地活性化に寄与する。

基本方針	
保存管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・米子城跡の実態解明に資する調査研究を継続的に進める。</li> <li>・史跡の価値を損傷することのないよう保存管理を厳密に行う。</li> <li>・日常の維持管理、パトロール等を確実に行う。</li> </ul>
活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・米子城跡の歴史的、文化財的な価値を市民や観光客等にわかりやすく伝える。</li> <li>・都市公園として求められている憩いの場の提供、人と自然が共生する都市環境の形成、うるおいのある景観づくり、レクリエーション空間の提供、都市の安全性及び防災性の確保等、様々な役割を史跡の価値の保存との両立を図りながら果たしていく。</li> </ul>
整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保存管理及び活用を確実に推進していくための整備を計画的に実施する。</li> </ul>
運営体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常の維持管理、公開、保存、活用、整備、調査研究等の着実に推進するための運営体制の整備を図る。</li> <li>・市及び市教育委員会の関係部局との緊密な連携を図り、一体的な米子城跡の保存、活用、整備の推進を図る。</li> <li>・市民、地元自治会、NPO団体、観光団体などとの協働により、保存活用に努める。</li> <li>・文化庁、鳥取県教育委員会等の関係機関及び研究者との緊密な連携を図る。</li> </ul>

## ■整備の基本方針

<b>整備の基本方針</b>	
調査研究	<p>○米子城跡の実態解明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発掘調査や遺構分布調査、史資料調査等の多様な調査研究を継続的に実施し、米子城跡の実態解明を目指す。また専門的、継続的な調査研究体制の確立を図る。</li> </ul>
保存のための整備	<p>○米子城跡の価値を表す遺構等の確実な保存と適切な修復の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保存にあたっては、現状保存を原則とした検討を進める。</li> <li>・発掘調査により確認された地下に埋蔵されている遺構等については、覆土等による適切な保存措置を講じる。</li> <li>・石垣等地上に露出する遺構については、調査研究成果に基づき適切な保存措置を行う。</li> <li>・米子城跡の価値を構成する遺構や関連する遺構、及び米子城跡の全体像を理解する上で重要な箇所が、史跡指定地外にも存在することを踏まえ、史跡の追加指定等を視野に入れた適切な保存を図る。</li> </ul>
活用のための整備	<p>○来訪者が安全・快適に利用できる環境づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登城路、周遊道路、散策道等の園路を適切に維持管理し、安全性、快適性を向上するための整備を行う。</li> <li>・来訪者の安全及び快適な利用に資するため、わかりやすく統一感のあるサインへの改善及び設置を景観に配慮して行う。</li> <li>・遺構の保存や景観に留意しながら、来訪者の適切な利用に資する休憩施設、トイレ等便益施設の整備を行う。</li> <li>・遺構の保存や景観に留意しながら、来訪者の安全・快適な利用を促す階段、手すり、照明等の管理・運営のための施設整備を行う。</li> <li>・イベントの開催等多目的な利活用に対応できる広場の整備を行う。</li> </ul> <p>○史跡米子城跡の価値を的確に伝達する活用整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査研究の成果に基づき、客観性を確保した適切な手法を用いて、歴史的建造物の復元展示及び来訪者に、往時の米子城の状況を想起させる遺構の表現方法の検討を行う。</li> <li>・史跡米子城跡の価値を理解する上で重要な要素（地上に露出している遺構や重要な場所）については、現地でそのことが理解できる解説板等の設置を行う。</li> <li>・現在埋め立てられている内堀の表出、復旧等の方策について検討する。</li> <li>・施設の新設、既存施設の活用等によるガイダンス機能の向上を図る。</li> </ul> <p>○市民が米子城跡を身近に感じ、来訪者が米子城跡の存在を感じる整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちなかで米子城跡の存在を感じることでできるサイン等の設置を行う。</li> </ul>

<p>公開・活用</p>	<p>○史跡米子城跡の魅力に触れる多様な機会の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・蓄積された調査研究の成果や今後実施される調査、整備の状況を積極的に公開し、多くの人と米子城跡の価値を共有する機会を設ける。</li> <li>・城下町や日本遺産「旧加茂川の地蔵」、中海等、米子城跡の周辺地域が有する特徴的な歴史文化資源・自然資源を活用した取組を推進する。</li> <li>・関連する都市と連携した取組等により、多種多様なソフト事業の展開を図り、米子城跡の魅力を広く普及啓発する。</li> </ul>
<p>体制整備</p>	<p>○多様な関係者が相互連携できる保存活用体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財部局だけでなく、まちづくり、観光、公園部局等、関係する米子市の様々な部局間の相互連携を強化するとともに、整備に向けた組織づくり、人材の確保等についての検討を行う。</li> <li>・行政機関のみならず、市民、地元自治会、NPO法人、観光団体や専門家等の多様な関係者が連携し、様々な取組を推進する体制の組織化を図る。</li> </ul>
<p>基準とする年代</p>	<p>○史跡米子城跡の整備において基準とする年代の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・整備にあたって基準とする年代については、現存する絵図の中で最も詳細に郭の構造や規模が描かれている元文4年（1739）の『米子御城明細図』を概ねの基準とする。ただし、遺構の残存状況や史資料調査の結果によっては、各郭や整備対象地区単位において、その適切な年代を検討することとする。</li> </ul>

### 第3節 追加指定地(三の丸)の整備基本計画

#### 1 全体計画

『史跡米子城跡保存活用計画』、『史跡米子城跡整備基本計画』では、先人から託された歴史的、文化的資産として貴重な財産である米子城跡を次世代へ確実に継承するとともに、城跡の魅力を再認識し、その上で適切な公開、活用に供することによって、市民の郷土への愛着やほこりを育み、観光振興や地域の活性化への寄与を目指すため、保存活用の大綱、理念と基本方針を設定している。追加指定地についても、史跡米子城跡の価値を有する要素の確実な保存と適切な修復を目的とした『整備基本計画』の在り方を踏襲する。

『整備基本計画』において策定したゾーニング計画では、米子城の内堀も含めた機能的構成部分である中枢域を『内郭エリア』とし、追加指定地は、本丸、内膳丸、二の丸に次ぐ「内郭④ゾーン」として位置付けられている。今回の整備計画の対象地区は、この内郭④ゾーン三の丸・内堀についての整備計画とする。

#### ■基本理念

「三の丸」は、米子城跡の整備・活用の重要な表玄関として位置付ける。追加指定地の整備計画は、遺構復元展示の整備を進めるとともに、多目的活用空間としての在り方を進めていく。

本書『三の丸編』は、追加指定地を史跡米子城跡の表玄関として、市民や来訪者など人々が集い憩うエリアとなるよう、史跡としての本質的価値の表現や公開施設としての具体的な整備へ向けた考え方や計画を示すものである。また、既指定地を含めた史跡米子城跡全体の整備スケジュールの変更点や、サイン類、登城路等の具体的な整備計画を示すものであり、本編と共に、今後の米子城跡の保存整備、活用の指針となるものである。

球場跡地である追加指定地は、中心市街地にありながら廃城後、大きな開発を免れた場所であり、令和3年度から球場施設撤去後の遺構確認発掘調査の結果、地下に米蔵基礎や導水施設、内堀の石垣などの遺構が次々に確認され、三の丸の公的な空間が地下に良好に遺存していることが判明した。ここでは、内堀も含め三の丸、二の丸、本丸といった城の中核部の全体像を実感することができ、天守から見渡す眺望と、三の丸から本丸までの城内を一連のものとして理解できるロケーションは、米子城を正しく理解するうえで貴重である。これら貴重な遺構とともに、そこからの眺望を、後世に残していくことが重要である。したがってこの場所は、米子城跡の表玄関として、その歴史的、文化財的な価値を市民、観光客に分かりやすく伝える役割を持つ場所となる。そのため、十分な遺構保護層を設けたうえで、遺構の復元展示、トイレ、簡易なガイダンス施設、案内表示（サイン類）などの便益施設を整備していき、来城者にその価値を十分に理解していただくことが重要である。

一方、近代以降市民グラウンド、球場として利用され、市民に親しまれてきた経緯があり、これも廃城後の米子城跡の履歴である。また、現在も都市公園である「湊山公園」の一部である。この点を十分に認識したうえで、整備を進める必要がある。すなわち、城跡という本質的価値と都市公園という性格をいかした整備、活用を進め、追加指定地を「三の丸広場」と名付け、整備・活用の中核としながら、史跡全体の整備・活用を推進するものとする。

三の丸広場は中心市街地の貴重な空間でもあることから、人と自然の共生する環境や景観づく

り、都市の安全面及び防災面の確保などといった様々な役割を、史跡の本来的な価値の保存と両立を図りながら果たしていくことも大事である。三の丸広場を各種イベント会場や、災害時の緊急避難場所、物資供給場所などの防災拠点として利用することも考えられる。また、隣接する鳥取大学医学部附属病院に通院や入院されている方々の憩いの場所として、多目的な利用ができる広場として整備を進めれば、史跡を幅広く活用することができる。単なる史跡保護だけでなく、様々な人がそこに親しめるような史跡にしていくことが重要と考える。

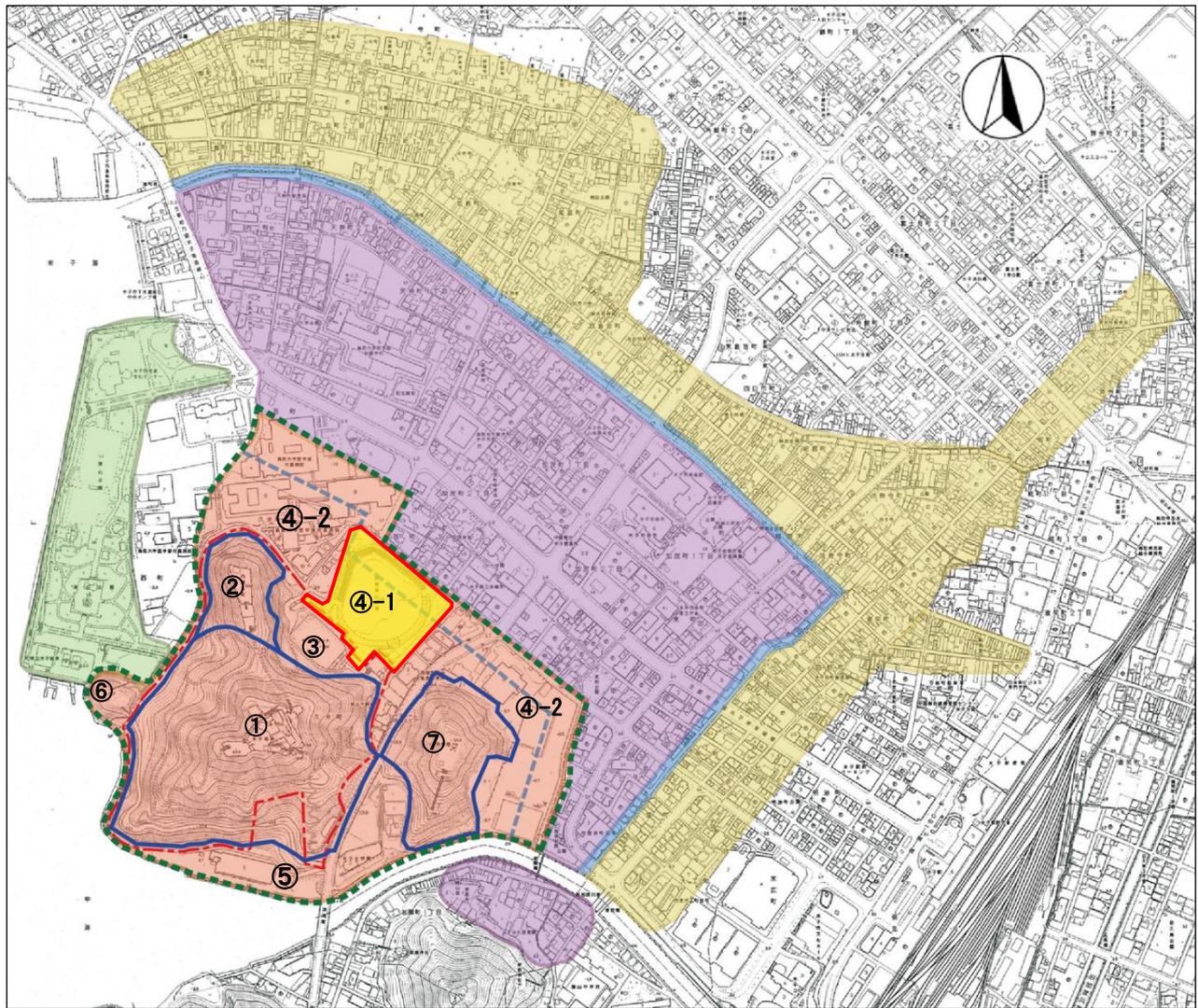
これにより、平成 31 年 3 月策定の『整備基本計画』の年次計画についても時点修正し、最新の研究状況や利活用の状況を反映した整備を実施する。この中でも、比較的短期での整備が可能なもの、発掘調査等の成果を踏まえて実施すべきものなど、必要とされる時間と経費の概算をもとに事業の仕分けが必要である。整備計画の当面のゴール、中・長期（第2次整備）のゴールも定めておく必要がある。

#### 基本的な考え方

- ・米子城跡の保存及び次世代へ継承していくことの意義を伝達することで、米子城跡への誇りや愛着を持つことができるようにする。
- ・米子城跡の中核部としての適切な保存と米子城の顕在化のため、調査研究に基づいて最も密度の濃い遺構整備を行い、史跡の保存、活用に必要な整備を進める。
- ・整備箇所に対し必要な発掘調査を推進し、重要な遺構については、復元・表示、展示の整備を検討する。
- ・内堀の顕在化を図る。
- ・地下遺構や史跡景観の保全に留意しながら、中心市街地での貴重な空間として便益施設や園路整備等、来訪者に心地よい広場としての機能を確保し、より多くの人々が利用しやすい整備を行う。
- ・来訪者にとって現地で必要不可欠な事項についての解説・案内表示（サイン）を整備することで、米子城跡の正しい理解につなげる。
- ・様々な主体による活動の拠点となる整備・活用体制を構築する。

#### 理念

史跡米子城跡の表玄関として、地域住民や国内外の観光客など、人々が集い憩う三の丸広場



■■■■ 計画対象範囲    - - - 史跡指定範囲      追加指定地

ゾーニング区分		
惣構え ゾーン	<div style="background-color: yellow; border: 1px solid black; padding: 2px;">内郭エリア</div> (米子城跡)	<div style="background-color: #f4a460; width: 20px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> 【内郭①ゾーン：本丸・水手御門下郭・八幡台郭・山腹】 <div style="background-color: #f4a460; width: 20px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> 【内郭②ゾーン：内膳丸】 <div style="background-color: #f4a460; width: 20px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> 【内郭③ゾーン：二の丸・枳形】 <div style="background-color: yellow; width: 20px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> 【内郭④ゾーン1：三の丸・内堀】(追加指定地) <div style="background-color: #f4a460; width: 20px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> 【内郭④ゾーン2：三の丸・内堀】(指定地外) <div style="background-color: #f4a460; width: 20px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> 【内郭⑤ゾーン：深浦郭】 <div style="background-color: #f4a460; width: 20px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> 【内郭⑥ゾーン：出山】 <div style="background-color: #f4a460; width: 20px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> 【内郭⑦ゾーン：飯山(采女丸)】
	<div style="background-color: #d8bfd8; width: 20px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> 外郭エリア (城下町エリ ア)	<div style="background-color: #d8bfd8; width: 20px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> 武家地としての米子城を構成するゾーン【外堀と内堀にはさまれた区 域】 <div style="background-color: #f4a460; width: 20px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> 町人地としての米子城を構成するゾーン 【外堀の外側、旧加茂川北側・寺町・街道沿い】
公園ゾーン	<div style="background-color: #90ee90; width: 20px; height: 20px;"></div>	都市公園の魅力を感じ取るゾーン【都市公園のうち、米子城跡を除く区 域】

<b>惣 構 え ゾ ー ン</b>	
<b>内郭エリア</b>	<p><b>【米子城の内郭を構成するゾーン】</b> 米子城の中核域で、本丸、二の丸、三の丸、内膳丸、深浦郭、出山、飯山（采女丸）で構成されている。</p>
	<p><b>【内郭①ゾーン：本丸・水手御門下郭・八幡台郭・山腹】</b> 本丸を核とした城郭の中核部で、天守台等の石垣や礎石、山腹の登り石垣や塹堀等の遺構が残り、史跡の本質的な価値が目に見える形で良好に保存されている。</p>
	<p><b>【内郭②ゾーン：内膳丸】</b> 本丸から北西に伸びる丘陵で城郭の中核をなす。石垣等の遺構が残り、史跡の本質的な価値が目に見える形で良好に保存されている。</p>
	<p><b>【内郭③ゾーン：二の丸・枅形】</b> 北側山麓部上段の二の丸および枅形。史跡の本質的な価値である石垣や縄張りにより比較的明瞭に往時の城郭の空間が現れ、地下に遺構が埋蔵されている。</p>
	<p><b>【内郭④ゾーン1：三の丸・内堀】（追加指定地）</b> 城と城下町（武家地・町人地）を区分する内堀およびその内側の三の丸。米子城跡の全体像を理解する上で重要な場所である。米蔵、番士詰所等が配され、当地の行政面の中核を担う場所であった。</p>
	<p><b>【内郭④ゾーン2：三の丸・内堀】（指定地外）</b> 城と城下町（武家地・町人地）を区分する内堀およびその内側の三の丸。米子城跡の全体像を理解する上で重要な場所である。米蔵、馬屋等が配され、当地の行政面の中核を担う場所であった。条件や準備が整ったところから、順次追加指定を検討する。</p>
	<p><b>【内郭⑤ゾーン：深浦郭】</b> 船頭屋敷、船小屋、番人小屋などの施設と隅櫓が配置された郭で、水軍が配置され、米子城の軍港として機能し、海城としての米子城の性格を表している。</p>
	<p><b>【内郭⑥ゾーン：出山】</b> 深浦の見張り場や防御のための施設と考えられており、深浦郭とともに、海に面して築造された米子城の性格を顕著に表している。</p>
	<p><b>【内郭⑦ゾーン：飯山（采女丸）】</b> 15世紀半ばに山名氏が砦を築いたといわれる場所で、砦から始まった米子城の成り立ちや、当地域の戦国時代の様相を物語る上で重要である。</p>
	<b>外郭エリア （城下町エリア）</b>
<p><b>【町人地としての米子城を構成するゾーン】</b> 米子城惣構えのうち、外堀の外側、旧加茂川北側、寺町等の範囲。市街化により城郭としての米子城の本質的な価値が顕在化していないが、町屋や町割りの遺構が埋蔵されている可能性が高い。また、外堀の一部は顕在化している。</p>	
<b>公 園 ゾ ー ン</b>	
<p><b>【都市公園の魅力を感じ取るゾーン】</b> 都市公園のうち米子城を除く区域。かつては夕陽が美しいところから錦公園と呼ばれており、中海を身近に感じることができる場であり、米子市の桜の名所、都市の中の貴重なオープンスペースとして市民の憩いの場である。</p>	

## 2 三の丸個別計画

### (1) 調査研究計画

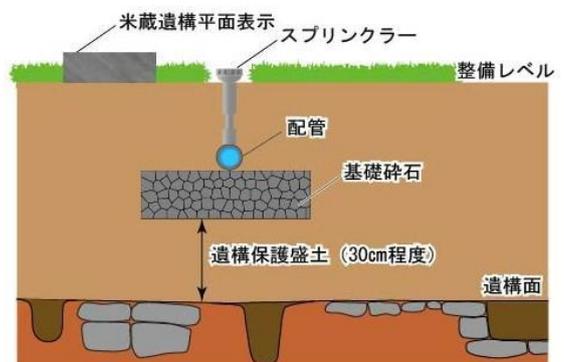
基本的な考え方	
発掘調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米子城跡の中枢部としての適切な保存と米子城の顕在化のため、調査研究を計画的、推進的に行い、内容解明を進める。</li> <li>・ 発掘調査を実施して三の丸や内堀の構造を把握する。</li> </ul>
石垣調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 二の丸高石垣、枡形石垣の計画的な調査研究を進める。</li> </ul>
地盤調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 石垣や郭の基礎地盤となる地質構造や地盤特性の調査を進める。</li> </ul>
文献調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文献や絵図等の詳細な分析を行う。</li> </ul>

### (2) 遺構保護のための整備計画

地下に埋蔵されている遺構と、石垣等の地上に露出している遺構がある。以下に、遺構保存の基本的な考え方を示す。

基本的な考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遺構の詳細な発掘調査成果に基づき、本質的価値の確実な保存を行い、整備は遺構の保存を第一義とし、十分な保護盛土を設ける。</li> <li>・ 発掘調査で確認されている地下遺構もしくは今後確認された地下遺構については、遺構保存のため、基本的に原位置のまま覆土等による適切な保存措置を講じる。</li> </ul>

- ・ 地下遺構は原則、遺構保存のため埋め戻しとするが、史跡を理解するために重要であれば露出展示を行うことも検討する。その場合、遺構保護のための柵などの設置も検討する。
- ・ 復元、遺構表示等を行う場合の基礎については、遺構の保存を考慮し、遺構への影響を与えない工法を選択する。
- ・ 広場全体について、国土交通省の基準にのっとり、滞水等の問題が生じないように、敷地内の水が隣地や道路に流出しないように、保護盛土など遺構面を痛めない構造で排水管や排水枡を設け、道路下の既設水路に放流する。また、湧水や、水の溜まりやすい内堀の法裾には排水溝と集水枡を設けて排水管をつなぎ、北側の既設水路に放流する。
- ・ 表土流出等について経過観察を行い、必要に応じた保護対策を行う。危険性などを鑑みて、優先順位をつけながら表土流出保護を目的とした盛土や地被植栽を行う。また適切な植栽管理を行い、地下遺構の保存を図る。



基礎設置模式図

### （3）活用のための整備計画

史跡米子城跡の表玄関となるエリアであり、米子城跡全体の概要や歴史、三の丸の遺構などを感じることができる整備を行い、地域イベントが開催できる広場とする計画である。また、内堀を復元し、城郭域を体感できるようにする。

#### 基本的な考え方

- ・発掘調査を実施した上で、米蔵等、往時の遺構を顕在化する平面表示整備等を行い、内郭であることを認識できるようにする。
- ・長期的な整備を考慮し、内郭の重要箇所を顕在化させる復元整備の可能性を検討しながらも、市民が利活用できる空間を常に確保し、段階的な整備を行う。
- ・中心市街地での貴重な空間として、広場としての機能（憩いの空間など）を確保する。
- ・遊歩道、ベンチ等便益施設の設置を行う。
- ・簡易ガイダンス機能等を持ったトイレを設置する。
- ・植栽管理を行い、山頂の本丸への眺望を確保する。
- ・来訪者の安全や便益施設の利便性に配慮するための電源設備を設置する。
- ・整備を実施するエリアを「三の丸広場」という歴史的名称へ変更する。
- ・二の丸高石垣の調査を実施して修復方法を検討し、整備を行う。
- ・内堀の顕在化を行う。
- ・廃城後の三の丸の履歴として、市民に親しまれてきた「湊山球場跡地」であることを明示する看板などを設置する。

#### 1) 復元展示ゾーン

##### 1) -1 米蔵ゾーン

復元展示や遺構表示を主体とし、三の丸の文化財的価値の実態を体感できる史跡体感エリア。

短期整備においては、遺構保護の埋め戻し後、三の丸遺構が確認されたエリアの中で、桁形整備保存修理工事に影響のないところに確認された米蔵2棟（**米蔵2**、**米蔵3**）について、構造が理解できる簡易な平面表示を行い、配置・規模が体感できる整備を行う。その後、調査研究の蓄積後に、2次整備段階で、調査研究に基づく「復元整備」の原則のもと、本質的価値の復元建物の整備・展示等を行うことを検討する。

また、米蔵等の遺構が確認されたエリアには遺構の概要・歴史等を取りまとめた解説板を設置し、遊歩道を使う来訪者から理解しやすいように配慮する。

##### 1) -2 内堀ゾーン

内堀については、発掘調査を実施して、位置、規模等を確認したうえで、遺構に影響がないよう配慮したうえで、往時の遺構を顕在化する整備を行い、来城者に内堀を境界として、その内部に城郭中枢域が展開していることを、可能な範囲で往時の遺構を視覚的に体感できる整備を進める。具体的な整備においては、十分な安全性や湧水対応の排水などを考慮したうえで1m前後の掘り込みを設ける。なお、現況で防火水槽が埋設されている北東隅部については掘り下げが困難であることから、当面はエンタランス的な解説広場とする。

また、周回園路際には転落等の防止のために安全柵等を配し、堀端道の部分はカラー舗装などで平面表示をおこなうことを検討する。さらに、調査研究に基づき、内堀に沿った土塁や土堀

の復元整備等を検討する。

2次整備段階では、掘底に水を張ることも検討し、防火水槽としての機能を付設させることにより、解説広場についても往時の遺構を顕在化させる整備を検討する。また、掘り下げ法面には石垣を築き土塁等の復元も検討していく。

## 2) 広場ゾーン（芝生広場）

三の丸広場内の復元展示ゾーン以外のエリアは、積極的な建物復元、遺構復元を行わない地区と位置付け、多目的空間としての機能を持つ芝生広場として整備する。整備においては、遺構面を傷つけないように保護層(30～50 cm)を設けたうえに、整地盛土(50～80 cm)により整備し、表面に張芝を行い、地域住民が親しみを持てる憩いの場として整備する。ただし、二の丸高石垣に接する部分については、石垣の本来の高さを体感できるゾーンとするとともに、間詰石などの崩落等の危険性がある場合は、安全柵もしくは低灌木の植栽などの安全対策を検討する。

また、周回園路と芝生広場との間には、利用者の安全に配慮し、低灌木等の植栽の設置を検討する。

### 管理便益施設

公開活用施設（東屋等）や管理便益施設（トイレ、ベンチ、水飲み場等）については、遺構保護の原則のもと、基礎構造物が保護層上の保護盛土内で収まるように十分に考慮するとともに、史跡景観に調和することを原則としたうえで、諸課題の克服とバリアフリー対応を目指した整備を検討する。また、有事の際の緊急避難場所として使用することも想定したうえで、防災対応機能についても検討する。

トイレについては、三の丸利用者のみならず、登城者に必須のものであるが、史跡指定地外に設置する余地がないため、利用者の利便性を考えて、既存の三の丸駐車場に地下遺構や、環境に配慮した、簡易ガイダンス施設やコインロッカー付属の1棟を設置する。

また、当該地が湊山球場跡地であったことは廃城後の城の履歴として副次的な価値を示すものであるため、それを示す球場モニュメントゾーンを設け、説明板などを設ける。

広場内の休憩施設は必要最低限とし、東屋と水飲み場、休憩用ベンチを設置する。

第2次整備以降では、遺構確認発掘調査成果に基づき、確認遺構に基づいた東屋等の機能を持つ復元的施設を配置し、団らんの場所を提供する。

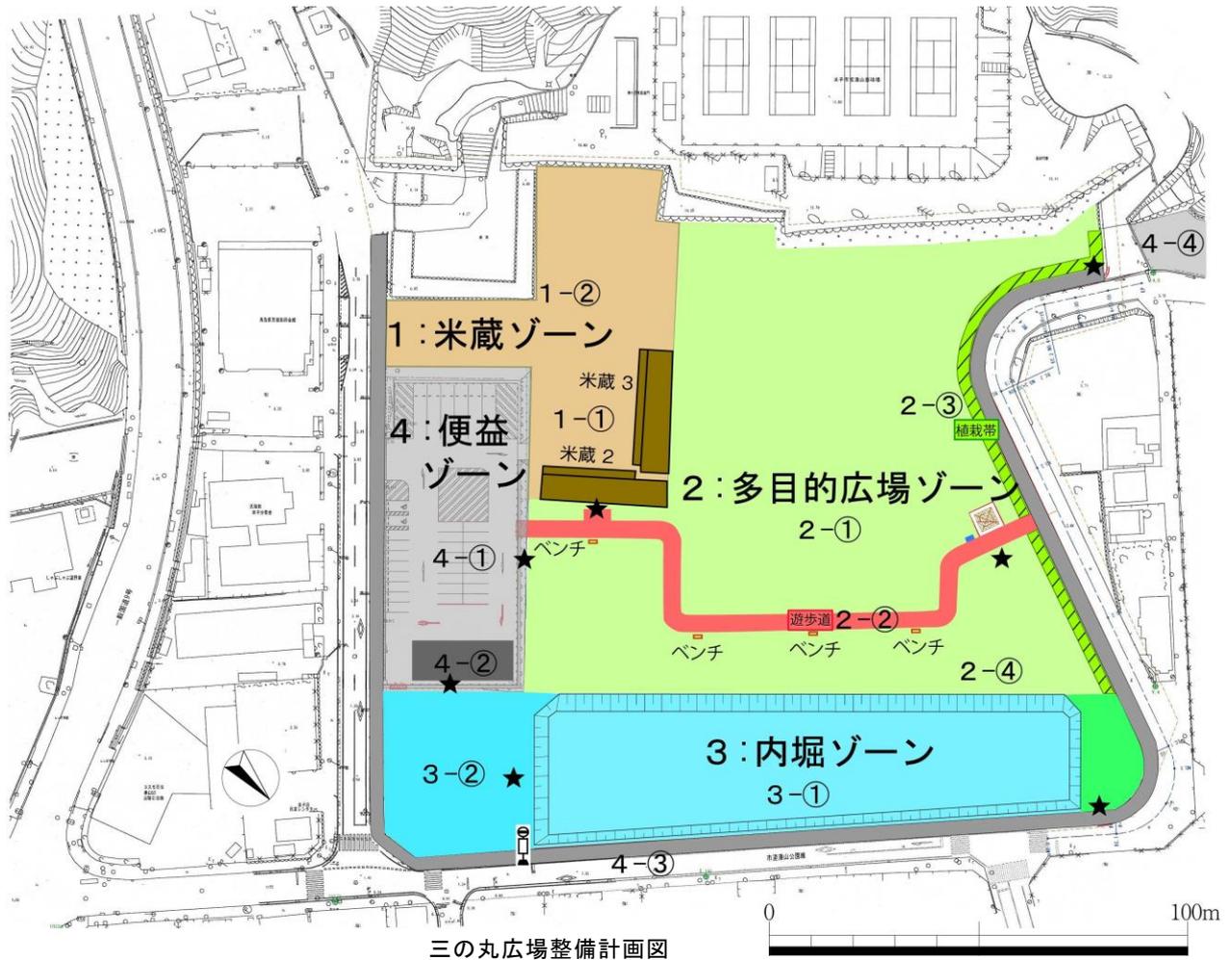
### 電源設備

園内は、基本的には夜間も開放し、無形民俗文化財「米子盆踊り」や「がいな万灯」などの開催などに活用していく。このため、安全対策上、遊歩道に足元灯など最低限の照明を設ける。

### 上下水道設備

遺構保護盛土内に排水管を設けるとともに、スプリンクラーや水飲み場に供給する上水道管を埋設する。排水構造物などについては、日常的な維持管理とともに定期的なメンテナンスが必要となる。仕様や使用頻度などにより異なるが、10～20年ごとに更新が必要となる。

三の丸 広場 整備		
	区 域	内 容
1 ゾーン 米蔵	①米蔵遺構平面表示ゾーン	史跡体感広場。遺構確認発掘調査で確認された米蔵を平面表示する。
	②石垣修理作業ヤード	枳形石垣修理に伴う作業ヤード（当面）
2 多目的広場ゾーン	①芝生広場	積極的な建物復元、遺構復元を行わず、多目的空間としての機能を持つ芝生広場とし、利用者に憩いの場とする。有事の際の緊急避難場所としても利用可能。
	②遊歩道	往時の城内道に基づいた遊歩道。夜間利用も考慮し、安全対策として足元灯などを設置する。
	③植栽帯	周回園路と広場との境に、三の丸広場利用者の安全対策としてツツジなどの低木を植栽する。
	④球場モニュメントゾーン	この場所が市民に親しまれた旧湊山球場であったことを伝える説明看板および記念碑、ベースボードなどのモニュメントを設置し、記念樹を植栽する。
3 ゾーン 内堀	①内堀遺構表示	1mほど掘り下げて、往時の遺構を視覚的に体感する顕在化を行う。
	②解説広場	米子城跡の表玄関として総合案内板、内堀解説板などを配置する。米子城跡の表玄関として城跡ガイドウォーク等の集合場所としても利用する。
4 便益ゾーン	①駐車場	史跡米子城跡利用者のための史跡活用専用駐車場。バス、身障者用駐車帯設置。
	②トイレ	簡易ガイダンス機能、コインロッカーなどを付設したバリアフリー対応のトイレ。
	③周回園路	三の丸広場利用者や周辺散策の安全性に配慮した外周園路。



三の丸広場整備計画図

**植栽**

三の丸からの眺望は、山麓の郭から本丸までの城郭内部を一連のものとして理解できる貴重なものである。しかしながら、快適で安らぎのある質の高い空間づくりには緑陰樹等最低限の修景植栽は必要である。また、周回園路からの影響を遮断または緩和する効果も期待できる。

植栽に際しては、根茎が地下遺構に悪影響を与えることのないよう、層厚 80 cm以上の盛土を設ける。樹種については既存の植生を参考にし、原則的に在来種を念頭に選定する。なお、維持管理が重要で、生育状況により景観維持のための伐採、植え替えなども検討していく。また、張芝内には配水管を設け、芝生への散水や、植生管理に努める。

植 栽 計 画		
2-① 多目的広場	2-①芝生広場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂の流出の防止のために芝等の地被植物により地表面を被覆する。</li> <li>・東屋等の便益施設周囲に数本の中木を緑陰樹として植樹し、空間の快適性や演出効果を高める。</li> </ul>
	2-③周回園路沿い	園路、走路からの影響を遮断するために、眺望を妨げないツツジなどの低木を結界として植栽する。

	2-④ 球場モニュメントゾーン	この場所が市民に親しまれた湊山球場であったということを伝えるためのモニュメントを設置し、数本の低中木を植栽する。
--	-----------------	--



三の丸広場整備イメージ図

### 3) 動線計画

「三の丸広場」に整備された「三の丸駐車場」などの史跡のエントランス機能を活用し、史跡米子城跡の表玄関としての動線を生み出す。

基本的な考え方を以下に示す。

#### 基本的な考え方

- ・ 調査研究成果により、可能な限り往時の経路や縄張りを踏襲した歩行者動線を設定する。
- ・ 広場内には遊歩道及び自由散策を維持しながらも、来城者が米子城跡全体を理解し、散策しやすくするために、見どころにおいて顕在化や解説・案内表示（サイン類）の整備を行う。
- ・ 米子城跡本丸エリア等との一体的な利用を促進する動線とする。

#### ア 歩行者動線

来城者は三の丸駐車場に及び駐車場北側の交差点付近に設置されたバス停（令和3年12月現在）から徒歩で表玄関である三の丸広場を見学する。バス停から解説広場、簡易ガイダンス兼コインロッカー付設トイレに誘導し、そこで米子城跡についての基本的な理解を深める。城内の歩行者動線は遊歩道及び自由散策を基本としながらも、動線上に案内板やサイン類を設け、来城者を見所に誘導する整備を行い、多くの来城者が米子城跡を理解しながら散策できることを促す。また、鳥取大学医学部附属病院側からのアクセスとして、新たに市道湊山公園線から三の丸広場へのバリアフリーに配慮した動線を加える。また、裏中御門側の動線も確保する。

案内板には見学の目安となる1時間コース・2時間コースなどのコース設定を行い、わかりやすく提示する。

また、「三の丸広場」は城郭中枢部の表玄関であることから、米子城跡本丸との一体的な回遊を促す必要がある。よって各所に歩行者誘導サイン類を設け、スムーズに案内できるような整備を行う。

#### 遊歩道

「三の丸広場」では絵図や遺構確認発掘調査において確認された往時の城内道に基づいた遊歩道を整備し、三の丸エリアから裏中御門、枅形から二の丸及び本丸への動線を強化するため、サイン類の整備を行う。往時の三の丸城内道に準じた園路を設け、広場内の動線も確保する。園路舗装は景観を損ねない材料選定を行うことを基本とし、舗装範囲は必要最低限とするが、管理車両や車椅子などの通行も考慮し、耐圧等に配慮した構造とする。

三の丸駐車場からのメインエントランスは、イベント時に関係車両が入場可能な設計とする。取り外し可能な車止めを設け、通常は車両進入禁止とする。夜間利用も考慮し、安全対策として足元灯などを設置する。

#### 周回園路

市道湊山公園線の往時の搦手御門～裏中御門ラインについては、現況では歩道が付設していな

いことから指定地内に周回園路を設け、三の丸広場から裏中御門～二の丸への動線を確保する。この際、三の丸広場内の遊歩道へもスムーズな動線を設ける。

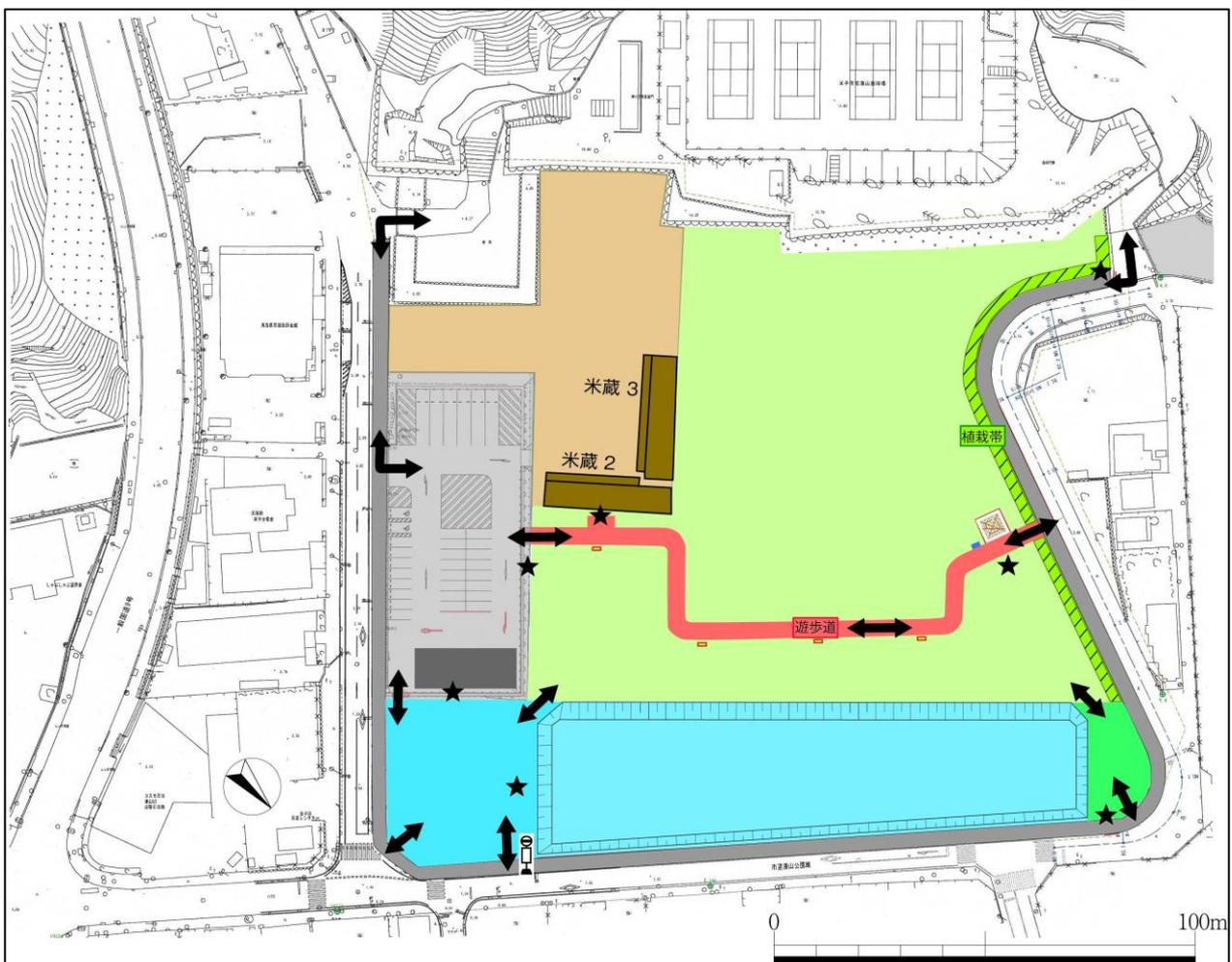
### イ 一般車両動線

来城者用の駐車場は「三の丸駐車場」、「湊山公園駐車場」があるが、裏中御門周辺にもあらたに障がい者・高齢者用の駐車スペースを設ける。また、そこへのスムーズな誘導として、道路の結接点となる交差点にわかりやすい誘導サイン等の設置を行う。

令和3年度に行った市道湊山公園線の交通量調査結果に基づき、三の丸に接する市道の整備等を検討し、渋滞解消などの問題を解消していき、スムーズな動線を確保していく。

### ウ 管理車用動線

城内では遺構保護のため、原則として一般車両の進入はできないものとするが、広場内の施設・植栽維持管理のために三の丸広場には遊歩道入口を利用した管理用の車両出入口を設ける。



三の丸広場動線計画